北労発基 0912 第１号
令和５年９月 12 日

建設関係団体の長　殿

北海道労働局長
（公印省略）

建設工事追い込み期労働災害防止運動の実施について

日頃より労働行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における８月末現在（速報値）の死亡者数は、前年同期に比べ７人減少の３人、死傷者数については前年同期に比べ 21 人増加の 503 人となっております。本年の建設業における死亡労働災害は減少しているものの、事故の型別の災害発生状況では死亡労働災害の発生に直結しやすい「墜落、転落」によるものが 32.4％と最も多く発生しております。

また、例年追い込み期に当たる 10 月から 12 月に死傷労働災害は増加する傾向にあり、同時期の過去５年間の死亡者数を都道府県労働局別で比較すると、北海道が突出している状況にあります。

このため、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱」（別添１）により同運動を展開いたしますので、傘下会員事業場への周知と併せて下記事項の取組について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　別添２のリーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の会員への配付等による周知

２　「建設工事追い込み期労働災害防止運動」に係る別添３の「懸垂幕（看板）」、別添４の「安全宣言」の建設工事現場への掲示又は設置への協力
（別添５「懸垂幕（看板）」設置及び「安全宣言」掲示の取組実施要領参照）

３　10 月 25 日から 10 月 31 日までの「建設安全週間」において、別添６の「建設工事パトロール点検表」使用した、建設現場パトロールの実施

※「リーフレット」及び「実施要項」全文は北海道労働局のホームページからダウ

ンロード出来ます。
【掲載場所】ホーム＞労働災害防止＞業種別の労働災害防止について＞建設業の労働災害防止対策等について

【担当者】
北海道労働局労働基準部安全課
主任地方産業安全専門官　衲（のと）
電話㈹　011-709-2311　内線 3550

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱

（取組期間　令和5年 10 月1日～12 月 31 日）

厚生労働省北海道労働局

建設業における8月末現在（速報値）の死亡者数は前年同期に比べ7人減少の3人、死傷者数については前年同期に比べ 21 人増加の 503 人となっています。

このように、本年の建設業における死亡労働災害は減少しているものの、例年追い込み期に当たる 10 月から 12 月に死傷労働災害は増加する傾向にあります。また、同時期の過去5年間の死亡者数を都道府県労働局別で比較すると、北海道が突出している状況にあります。

そのため、これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10 月 25 日から 10 月 31 日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

1　取組期間

令和5年10月1日から令和5年12月31日まで

2　主唱者

厚生労働省北海道労働局及び北海道内の各労働基準監督署（支署）

3　協賛者（順不同）

建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会
一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、一般社団法人北海道舗装事業協会

4　実施者

建設業関係各事業場（工事現場）

5　主唱者、協賛者の実施事項

(1) 当該運動を連携して進めるための情報の共有を図る。
(2) リーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」により広報を行う。
(3) 建設工事追い込み期労働災害防止運動の「安全宣言」の作成、周知を行う。
(4) 建設工事パトロールを実施する。
(5) 地域事業者団体等主催の労働災害防止大会等に協力する。
(6) 事業場（工事現場）の実施事項について指導援助する。
(7) 全道 17 の労働基準監督署（支署）による、重点的な監督指導、個別指導、集団指導等を実施する。
特に、「建設安全週間」に集中した取組を実施する。
(8) 主唱者は建設工事発注機関に対し協力を依頼する。

6　実施者（建設業関係各事業場（工事現場））の実施事項

(1) 全般的事項
ア　経営トップによる安全パトロールの実施(建設安全週間期間中)
イ　現場責任者による巡視・点検の励行
ウ　全ての店社及び現場に、建設工事追い込み期労働災害防止運動の「懸垂幕（看板）」、「安全宣言」の掲示又は設置を行う。
エ　「建設工事追い込み期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付などによる作業者の安全意識の向上を図る。

(2) 災害の特性に応じた労働災害防止対策（重点実施事項）
ア　墜落・転落災害防止対策
（ｱ） リスクアセスメントの実施
（ｲ） 開口部の養生、危険箇所の表示
（ｳ） 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
（ｴ） 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
（ｵ） 作業主任者の選任、職務の励行
（ｶ） 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置

（ｷ） 要求性能墜落制止用器具の使用
イ　重機等災害防止対策
（ｱ） 車両系建設機械
　　a　作業計画の作成（種類及び能力、運行経路、作業指揮者の選任、作業方法）
　　b　立入禁止区域の明確化
　　c　誘導者の配置による転落・接触防止
　　d　主たる用途以外の使用制限
（ｲ） 移動式クレーン
　　a　作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
　　b　過負荷の制限
　　c　アウトリガーの最大張出
　　d　適正な玉掛用具の使用
　　e　安全装置の有効使用
ウ　崩壊・倒壊災害防止対策
（ｱ） 土砂崩壊
　　a　安定勾配の確保又は土止支保工の設置
　　b　作業開始前の地山の点検
　　c　作業主任者の直接指揮
　　d　作業手順に基づく安全作業
　　e　現場責任者による巡視・点検の励行
（ｲ） 構築物・仮設物の倒壊
　　a　作業計画の作成
　　b　作業手順の確立
　　c　避難場所の確保
　　d　作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知
エ　交通労働災害防止対策
（ｱ） 路面状況にあった安全な速度での走行
（ｲ） 工事現場における第三者車両からの被害防止
　　a　第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
　　b　交通誘導者の配置
　　c　バリケードの設置
（ｳ） 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
（ｴ） 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
（ｵ） 運転者の運転業務以外の業務の軽減
（ｶ） 過労運転の防止
（ｷ） 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置
オ　急性中毒等予防対策
（ｱ） 一酸化炭素
　　a　屋内での内燃機関及び練炭コンロ等の使用禁止
　　b　やむを得ず屋内で内燃機関及び練炭コンロ等を使用する場合、
　　・随時測定、監視（作業開始前、作業中等）
　　・リスクアセスメントの実施
（ｲ） 有機溶剤
　　a　換気装置の使用
　　b　送気マスク、防毒マスクの使用
　　c　作業主任者の選任と職務の励行
　　d　SDS（安全データーシート）を活用したリスクアセスメントの実施
（ｳ） 酸欠・硫化水素
　　a　作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
　　b　作業場所の酸素濃度を 18%以上、硫化水素濃度を 10ppm 以下となるよう換気の実施
　　c　作業主任者の選任、職務の励行
　　d　安全衛生教育の実施
　　e　元請事業者の下請事業者に対する指導援助
カ　火災防止対策
（ｱ） 火気の取扱い管理の徹底
（ｲ） 易燃性の物等の近傍での火気の使用禁止

建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中！

（令和５年 10 月 1 日～12 月 31 日）

Safety First！　『安全は何よりも優先する』

安 全 宣 言

労働災害防止のため　私達はこうします！

《工事現場ごとの安全宣言を記入します。》

《社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。》

会　社　名

代　表　者

現場代理人

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱（抜粋）

建設業における８月末現在（速報値）の死亡者数は前年同期に比べ７人減少の３人、死傷者数については前年同期に比べ 21 人増加の 503 人となっています。このように、本年の建設業における死亡労働災害は減少しているものの、例年追い込み期に当たる 10 月から 12 月に死傷労働災害は増加する傾向にあります。また、同時期の過去５年間の死亡者数を都道府県労働局別で比較すると、北海道が突出している状況にあります。

そのため、これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10 月 25 日から 10 月 31 日までを「**建設安全週間**」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

1　取 組 期 間: 令和５年 10 月１日～12 月 31 日(建設安全週間：10 月 25 日～10 月 31 日)
2　主　唱　者：厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署（支署）
3　協　賛　者：建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会
一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、一般社団法人北海道舗装事業協会
4　実　施　者：建設業関係各事業場（工事現場）

運動期間中に事業場取り組むべき内容（重点実施事項等）

墜落・転落災害防止対策

ア リスクアセスメントの実施
イ 開口部の養生、危険箇所の表示
ウ 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
エ 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
オ 作業主任者の選任、職務の励行
カ 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
キ 要求性能墜落制止用器具の使用

重機災害防止対策

ア 車両系建設機械
(ｱ) 作業計画の作成
（種類及び能力、運行経路、作業方法）
(ｲ) 立入禁止区域の明確化
(ｳ) 誘導者の配置による転落・接触防止
(ｴ) 主たる用途以外の使用制限
イ 移動式クレーン
(ｱ) 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
(ｲ) 過負荷の制限
(ｳ) アウトリガーの最大張出
(ｴ) 適正な玉掛用具の使用
(ｵ) 安全装置の有効使用

崩壊・倒壊災害防止対策

ア 土砂崩壊
(ｱ) 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
(ｲ) 作業開始前の地山の点検
(ｳ) 作業主任者の直接指揮
(ｴ) 作業手順に基づく安全作業
(ｵ) 現場責任者による巡視・点検の励行
イ 構築物・仮設物等の倒壊
(ｱ) 作業計画の作成
(ｲ) 作業手順の確立
(ｳ) 避難場所の確保
(ｴ) 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

交通労働災害防止対策

ア 路面状況にあった安全な速度での走行
イ 工事現場における第三者車両からの被害防止
(ｱ) 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
(ｲ) 交通誘導者の配置
(ｳ) バリケードの設置
ウ 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
エ 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
オ 運転者の運転業務以外の業務の軽減
カ 過労運転の防止
キ 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

急性中毒等予防対策

ア 一酸化炭素
(ｱ) 屋内での内燃機関及び練炭コンロ等の使用禁止
(ｲ) やむを得ず屋内で内燃機関及び練炭コンロ等を使用する場合、
・随時測定、監視（作業開始前、作業中等）
・リスクアセスメントの実施
イ 有機溶剤
(ｱ) 換気装置の使用
(ｲ) 送気マスク、防毒マスクの使用
(ｳ) ＳＤＳ（安全データーシート）を活用したリスクアセスメントの実施
ウ 酸欠・硫化水素
(ｱ) 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
(ｲ) 作業場所の酸素濃度を 18%以上、硫化水素濃度を 10ppm 以下となるよう換気
(ｳ) 作業主任者の選任、職務の励行
(ｴ) 安全衛生教育の実施
(ｵ) 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

火災防止対策

ア 火気の取扱い管理の徹底
イ 易燃性のものの近傍での火気の使用禁止

「リーフレット」及び「実施要項」全文は北海道労働局のホームページからダウンロード出来ます。
【掲載場所】ホーム＞労働災害防止＞業種別の労働災害防止について＞建設業の労働災害防止対策等について

（R5.９）

建設工事追い込み期労働災害防止運動

令和５年 10 月１日～12 月 31 日（建設安全週間 10 月 25 日～10 月 31 日）

STOP!労働災害　リスクアセスメントを実施しよう！

建設業における月別死傷者数の推移
（平成 30 年～令和４年）

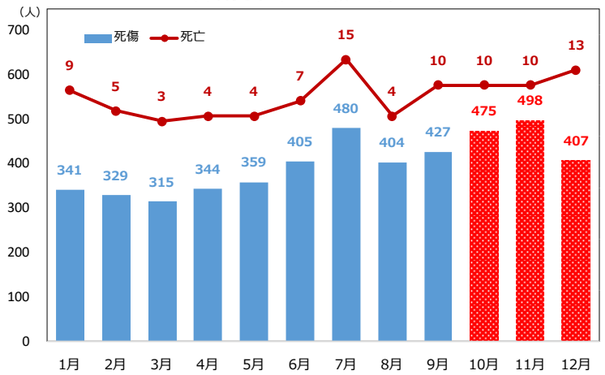

建設業における月別死亡災害発生状況
（平成 30 年～令和４年）

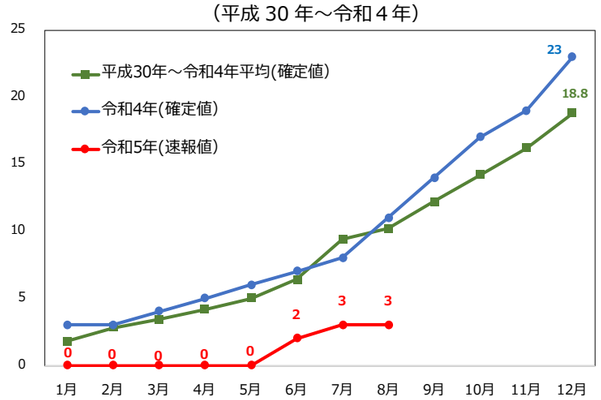

建設業における事故の型別労働災害発生状況
（平成 30 年～令和４年）

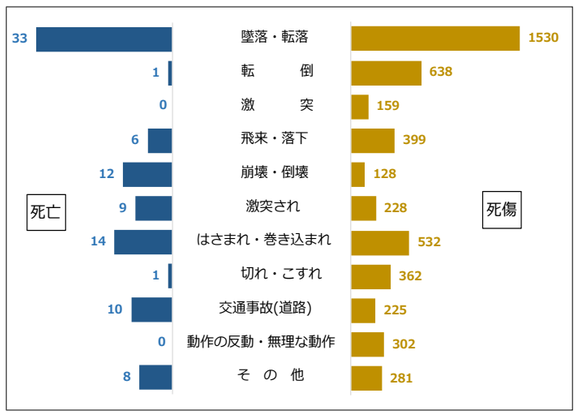

建設業における都道府県労働局別死亡災害発生状況
平成 30 年～令和４年（各年 10 月～12 月）

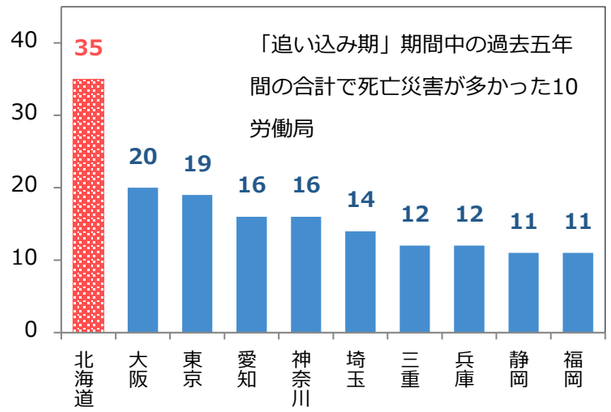

建設業関係各事業場（工事現場）の皆様には、次の事項の取組の徹底をお願いします。

重 点 実 施 事 項

- **墜落・転落災害防止対策**
- **重機災害防止対策（車両系建設機械、移動式クレーン）**
- **崩壊・倒壊災害防止対策（土砂崩壊、構築物・仮設物等の倒壊）**
- **交通労働災害防止対策**
- **急性中毒等予防対策（一酸化炭素、有機溶剤、酸欠・硫化水素）**
- **火災防止対策**

厚生労働省 北海道労働局 ・ 労働基準監督署（支署）

建設工事追い込み期労働災害防止運動　懸垂幕（又は看板）（例）

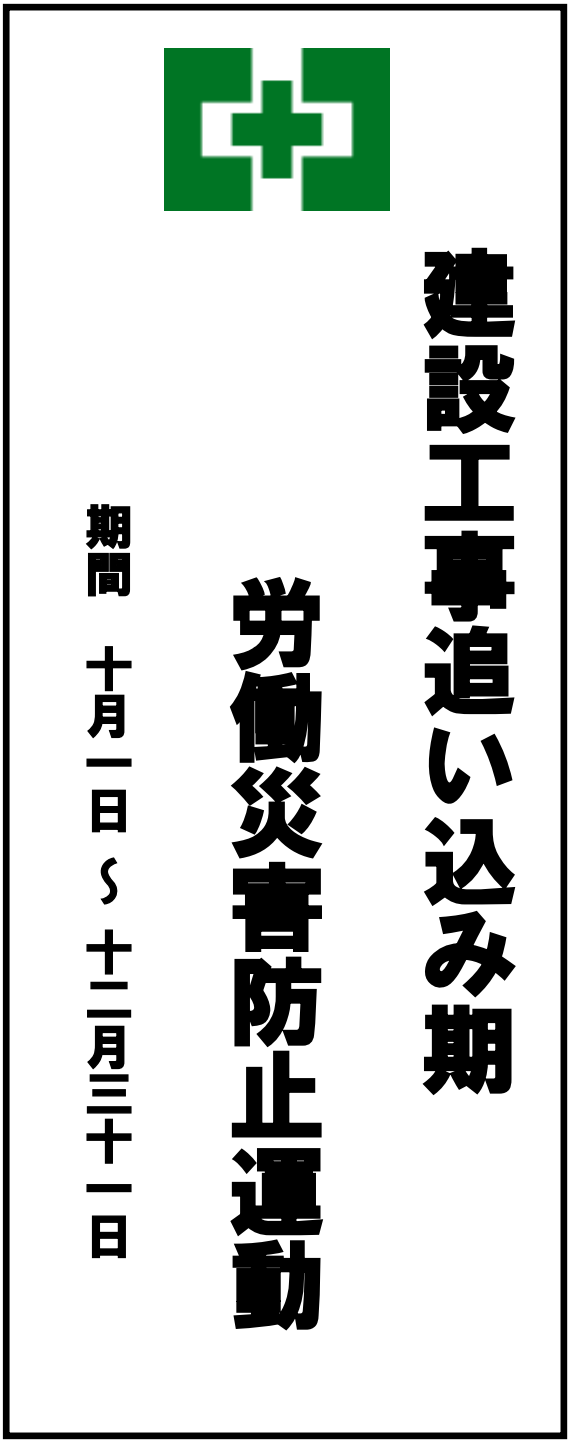

注　懸垂幕の大きさ、文字の種類は任意です

建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中！

（令和５年 10 月 1 日～12 月 31 日）

Safety First！　『安全は何よりも優先する』

安 全 宣 言

労働災害防止のため　私達はこうします！

《工事現場ごとの安全宣言を記入します。》

《社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。》

会　社　名

代　表　者

現場代理人

建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中！

（令和５年 10 月 1 日～12 月 31 日）

Safety First！　『安全は何よりも優先する』

安 全 宣 言

記 入 例

労働災害防止のため　私達はこうします！

《工事現場ごとの安全宣言を記入します。》

私たちは、現場内では必ずフルハーネス型墜落制止用器具を着用し、フックを掛ける時は、指差し呼称を実践します。

《社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。》

施工現場の品質管理は労働者の安全から始まるものであり、全ての現場が無災害で竣工することを目指す。

会　社　名　株式会社　〇〇〇〇建設
代　表　者　代表取締役　〇〇　〇〇
現場代理人　　〇〇　〇〇

事業者の皆様へ

「懸垂幕（看板）」設置及び「安全宣言」掲示の取組実施要領

北海道労働局労働基準部安全課

１　懸垂幕（看板）

別添１の「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の懸垂幕（又は看板等）（例）を参考にし、掲示又は設置してください。

２　安全宣言

（１）別添２の「安全宣言」には、建設店社（本社、支社等）では「安全衛生基本方針」「会社名」「代表者」の欄を記入してください。その後、各工事現場に電子媒体等で提供するようにお願いします。

（２）各工事現場では、緑色の枠内に、工事現場としての安全宣言を記入してください。その後、A3以上の大きさで印刷して、工事現場内（安全掲示板等）、現場仮囲い等に掲示してください。

（３）色は、各社・各現場で変更しても差し支えありません。

３　設置及び掲示期間は、令和5年10月1日～同年12月31日までとなります。

４　安全宣言について、追い込み期間を経過して使用する場合には、期間を削除するなど様式を修正して使用ください。

【お問い合わせ先】
北海道労働局労働基準部安全課
主任地方産業安全専門官　衲（のと）
電話㈹　011-709-2311　内線 3551

建設工事パトロール点検表

工　事　名		工　事　種　別	3　－　　－
事業者名 （元請・下請の別）	（元請・下請）	事業者代表 職　氏　名	
所　在　地		店社電話番号	（　　）
工　事 概　要 （請負金額）	（請負金額　　百万円）	現場責任者 職　氏　名 （電話番号）	（　　）
工　期	年　月　日～　年　月　日		
発　注　者			
進　捗　率			
現場規模	○10人未満、○10人以上20人未満、○20人以上50人未満 ○50人以上　※該当規模の○を塗りつぶすこと		
元請 職員数	男　　名、女　　名、合計　　名 （内外国人労働者:男　　名、女　　名）		

関係請負人	事業者名	職種	人数
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		

附属寄宿舎の有無（有る場合○）	イ　現場付設の寄宿舎　　ロ　基地的寄宿舎　（ ① 元請　② 関係請負人 ）

	点検事項	該当法条項	問題あり	問題なし
安全衛生管理体制	①　統括安全衛生責任者の選任	法15条1項、2項、令7条2項		
	②　統括安全衛生責任者による統括管理	法15条1項、法30条1項		
	③　元方安全衛生管理者の選任状況	法15条の2第1項、則18条の3		
	④　店社安全衛生管理者の選任状況	法15条の3第1項、則18条の8		
	⑤　作業主任者の選任状況	法14条		
	氏名及び職務の周知	則18条		
	ⅰ）コンクリート破砕器	令6条8号の2、則321条の3		
	同　職務の履行	則321条の4		
	ⅱ）地山の掘削	令6条9号、則359条		
	同　職務の履行	則360条		
	ⅲ）土止め支保工	令6条10号、則374条		
	同　職務の履行	則375条		
	ⅳ）はい作業	令6条12号、則428条		
	同　職務の履行	則429条		
	ⅴ）型枠支保工	令6条14号、則246条		
	同　職務の履行	則247条		
	ⅵ）足場の組立等	令6条15号、則565条		
	同　職務の履行	則566条		
	ⅶ）建築物等の鉄骨の組立て等	令6条15号の2、則517条の4		
	同　職務の履行	則517条の9		
	ⅷ）鋼橋架設等	令6条15号の3、則517条の8		
	同　職務の履行	則517条の5		
	ⅸ）木造建築物の組立て等	令6条15号の4、則517条の12		
	同　職務の履行	則517条の13		
	ⅹ）コンクリート造の工作物の解体等	令6条15号の5、則517条の17		
	同　職務の履行	則517条の18		
	ⅺ）コンクリート橋架設等	令6条16号、則517条の22		
	同　職務の履行	則517条の23		
	ⅻ）酸欠	令6条21号、酸欠則11条1項		
	同　職務の履行	酸欠則11条2項		
	ⅻⅰ）特定化学物質	令6条18号、特化則27条1項		
	同　職務の履行	特化則28条		

点　検　事　項		該当法条項	問題あり	問題なし
特定元方事業者等	⑥ 特定元方事業者の義務	法29条		
	ⅰ)関係請負人へ遵法指導	同条1項		
	ⅱ)関係請負人が違反してる時の指示	同条2項		
	⑦ 土砂崩壊等特定の危険防止のために必要な指導の実施等	法29条の2、則634条の2		
	⑧ 災防協議会の設置と運営	法30条1項1号、則635条		
	⑨ 作業間の連絡調整	法30条1項2号、則636条		
	⑩ 作業場所の巡視	法30条1項3号、則637条		
	⑪ 教育に対する指導及び援助	法30条1項4号、則638条		
	⑫ 作業計画の作成	法30条1項5号、則638条の3		
	⑬ 関係請負人の講ずべき措置への指導	法30条1項5号、則638条の4		
	ⅰ)車両系建設機械作業計画	同則1号		
	ⅱ)移動式クレーン作業計画	同則2号		
	⑭ 合図、標識の統一	法30条1項6号		
	ⅰ)クレーン等の運転	則639条		
	ⅱ)事故現場等	則640条		
	ⅲ)有機溶剤等の容器の集積場所	則641条		
	ⅳ)警報の統一	則642条		
	ⅴ)避難等の訓練の実施方法等	則642条の2		
	ⅵ)周知のための資料の提供	則642条の3		
	⑮ 物品揚卸口などについての措置	法31条1項、則653条1項		
	⑯ 架設通路についての措置	法31条1項、則654条		
	⑰ 足場についての措置	法31条1項、則655条		
	⑱ 作業構台についての措置	法31条1項、則655条の2		
	⑲ 交通誘導警備員の重機、工事用車両等との接触防止のための措置（警備業者への計画内容の周知等連絡調整と連携）			
報告・届出	① 特定元方事業開始報告	法30条1項6号、法100条1項、則664条		
	② 共同企業体代表者届	法5条1項、則1条2項		
	③ 計画の届出	法88条		
	ⅰ)建設物・機械等	同法1項(2項)、則85条、則86条		
	ⅱ)建設工事	同法3項、則90条		
一般機械	① 原動機、回転軸等の巻き込まれ等の危険防止	法20条1号、則101条		
	② 研削といしの覆い	法20条1号、則117条		
	③ 木工用丸のこ盤の刃の接触予防装置	法20条1号、則123条		
	④ 安全装置、覆い、囲い等の有効保持	法20条、則28条		
感電防止	① 電気機械器具の充電部分の絶縁防護	法20条3号、則329条		
	② 手持型電灯等のガード	法20条3号、則330条1項、2項		
	③ 溶接棒等のホルダー	法20条3号、則331条		
	④ 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置の使用	法20条3号、則332条		
	⑤ 電動機を有する機械器具の電路の漏電しゃ断装置の設置	法20条3号、則333条1項		
	⑥ 漏電しゃ断装置の設置が困難なときの措置	法20条3号、則333条2項		
	⑦ 移動電線の被覆及び外装の絶縁防護措置	法20条3号、則337条		
	⑧ 仮設の配線又は移動電線の通路における使用基準	法20条3号、則338条		
	⑨ 建設等の作業を行う場合の感電防止措置	法20条3号、則349条		
	⑩ 電気機器使用前点検の実施	法20条3号、則352条		
CO	自然換気が不十分なところでの内燃機関の使用禁止	法22条1号、則578条		
教育	雇入れ時等の教育	法59条1項、則35条1項		
	職長教育	法60条、則40条		
転倒	現場内の転倒防止対策の状況			
高年齢者	エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢者対策の取組			
外国人	外国人労働者に対する安全衛生教育実施状況			

［特記事項］

＊ 関係請負人欄は概略でも可・例○社○○人

【墜落・転落災害の防止】	該 当 法 条 項	問題あり	問題なし
①墜落、転落災害の防止にかかるリスクアセスメントの実施			
② 高さ2m以上の場所における作業床の設置	法21条2項、則518条1項		
③ 同所において作業床の設置が不可の場合の防網の設置、要求性能墜落制止用器具の使用	法21条2項、則518条2項		
④ 高さ2m以上の作業床の端、開口部等の囲い等の設置	法21条2項、則519条1項		
⑤ 同所において囲い等の設置が不可の場合の防網の設置、要求性能墜落制止用器具の使用	法21条2項、則519条2項		
⑥ 墜落制止用器具等の取り付け設備の設置	法21条2項、則521条1項		
⑦ 墜落制止用器具びその取り付け設備の点検	法21条2項、則521条2項		
⑧ 悪天候時の作業禁止	法21条2項、則522条		
⑨ 高さ1．5m以上の箇所で作業する場合の昇降設備の設置	法21条2項、則526条1項（則653条2項）		
⑩ 墜落危険箇所への関係者以外の立入禁止措置	法21条2項、則530条		
【通路、足場等の基準】	該 当 法 条 項	問題あり	問題なし
① 架設通路に関する措置	法20条1号、則552条（則654条）		
② 足場に使用している材料の基準	法20条1号、則559条1項・2項		
③ 鋼管足場に使用している鋼管等の基準	法20条1号、則560条1項・2項		
④ 足場の構造等に応じた最大積載荷重の設定・周知・遵守	法20条1号、則562条1項～3項		
⑤ 作業床の要件	法20条1号、則563条1項		
⑥ 足場の組立等作業時における危険の防止	法20条1号、則564条1項		
⑦ 足場の点検、記録※点検者の指名、点検者の氏名の記録・保存	法20条1号、則567条1～3項		
⑧ 鋼管足場の構造上の基準	法20条1号、則570条1項		
ｉ） 単管足場	則571条1項1～4号		
ii） わく組足場	則571条1項5～7号		
⑨ つり足場の基準	法20条1号、則574条1項		
【ロープ高所作業時の基準】	該 当 法 条 項	問題あり	問題なし
① ライフラインの設置	法21条2項、則539条の2		
②メインロープ等の強度等（支持物への取付、長さ、切断防止措置、身体保持器具の確実な取付）	法20条1号、則539条の3		
③ 調査及び記録	法20条1号、則539条の4		
④ 作業計画	法20条1号、則539条の5		
⑤ 作業指揮者の定めと作業状況の監視	法20条1号、則539条の6		
⑥ 要求性能墜落制止用器具の使用	法20条1号、則539条の7		
⑦ 保護帽の着用	法20条1号、則539条の8		
⑧ メインロープ等、要求性能墜落制止用器具、保護帽の作業開始前点検	法20条1号、則539条の9		
【飛来・落下災害の防止】	該 当 法 条 項	問題あり	問題なし
① 高所からの物体投下による危険の防止(3m以上)	法21条1項、則536条		
② 物体の落下による危険の防止	法21条2項、則537条		
③ 物体の飛来による危険の防止	法21条2項、則538条		
④ 上方で作業をしてるときの保護帽の着用	法21条2項、則539条		
⑤ （鋼橋架設等）保護帽の着用	法21条1項、則517条の10		
⑥ （コンクリート造工作物の解体等）保護帽の着用	法21条1項、則517条の19		
【作業構台】	該 当 法 条 項	問題あり	問題なし
① 最大積載量の定め及び周知	法20条1号、則575条の4、1項、2項		
② 組立図	法20条1号、則575条の5		
③ 作業構台についての措置	法20条1号、則575条の6		

［特記事項］

【移動式クレーン災害の防止】	該 当 法 条 項	問題あり	問題なし
① 作業計画の作成・周知	法20条、ク規66条の2		
② 運転資格（つり上げ荷重5t以上［免許］、1t以上5t未満［技能講習］）	法61条1項、ク規68条（令20条7号）		
③ 玉掛け資格（つり上げ荷重1t以上、技能講習）	法61条1項、ク規221条（令20条16号）		
④ 特定機械以外の譲渡、貸与、設置の禁止（移ク構造規格）	法42条（令13条3項15号）		
⑤ 構造規格に適合しない構造の使用制限	法20条1号、ク規64条又は則27条（移ク構造規格）		
⑥ 巻過防止装置の調整	法20条1号、ク規65条		
⑦ 外れ止め装置の使用	法20条1号、ク規66条の3		
⑧ 過負荷の制限	法20条1号、ク規69条		
⑨ 傾斜角の制限	法20条1号、ク規70条		
⑩ 定格荷重の表示等	法20条、ク則70条の2		
⑪ 軟弱地等における使用の禁止	法20条1号、ク規70条の3		
⑫ アウトリガーの位置	法20条1号、ク規70条の4		
⑬ アウトリガー等の張り出し	法20条1号、ク規70条の5		
⑭ 運転の合図の定め	法20条1号、ク規71条		
⑮ クレーン等の運転の合図の統一（元請）	法30条1項3号、則639条		
⑯ 労働者の運搬等の搭乗の制限	法20条1号、ク規72条		
⑰ 上部旋回体との接触の防止	法20条1号、ク規74条		
⑱ 吊荷の落下等危険範囲内立入禁止措置	法20条1号、ク規74条の2		
⑲ 強風時の作業中止	法20条1号、ク規74条の3		
⑳ 強風時における転倒を防止するための措置	法20条1号、ク規74条の4		
㉑運転席から離脱する際の措置	法20条1号、ク規75条		
㉒ 作業開始前点検	法20条1号、ク規78条		

【車両系建設機械】	該 当 法 条 項	問題あり	問題なし
① 調査及び記録と結果の保存	法20条1号・103条1項 則154条		
② 作業計画の作成・周知	法20条1号 則155条		
③ 運転資格（機体重量3t以上、※1技能講習）	法61条1項 令20条12号		
④ 転落等の防止（軟弱地、盤路肩、傾斜地）	法20条1号 則157条		
⑤ 転倒時保護構造及びｼｰﾄﾍﾞﾙﾄの使用（路肩、傾斜地等 努力義務）	法20条1号 則157条の2		
⑥ 接触の防止（立入禁止措置，誘導者の配置 ）	法20条1号 則158条		
⑦ 運転席から離れる場合の措置	法20条1号 則160条		
⑧ 主たる用途以外の使用（制限、措置）	法20条1号 則164条		
⑨ アタッチメント交換時の架台の使用及び装着重量制限・重量表示等	法20条1号 則166条の2～4		
⑩ 年次、月次自主検査	法45条1項、則167、168条		
⑪ 作業開始前点検	法20条1号 則170条		
⑫ 特定自主検査（注；機体重量関係ない。）	法45条2項、則169条の2		
⑬ コンクリートポンプ車の輸送管による危険の防止	法20条1号 則171条の2		
⑭ 路肩、傾斜地等危険箇所での※3特定解体用機械による作業禁止	法20条1号 則171条の4		
⑮ 物体の飛来等危険のあるとき運転室のない解体用機械作業禁止	法20条1号 則171条の5		
⑯ 物体の飛来等危険ある箇所への運転者以外の労働者立入禁止	法20条1号 則171条の6		
⑰ くい打、くい抜機、ボーリングマシンの倒壊防止	法20条1号 則173条		
⑱ 高所作業車の転倒・転落防止	法20条1号 則194条の11		

［特記事項］

重機関係

【掘削作業時における災害の防止】	該 当 法 条 項	問題あり	問題なし
① 労働者に危険を及ぼすおそれがある時の作業箇所等の調査の実施、作業手順の作成、作業手順による作業の実施	法21条1項、則355条		
② 明り掘削作業地山の点検	法21条1項、則358条		
③ 地山の崩壊、落石等による危険の防止 （深さ2m未満でも崩壊の危険がある土質と判断される場合には、当該措置を構じさせること。）	法21条1項、則361条		
④ 埋設物等による危険の防止（市街地では、ブロック塀、石垣、灯油タンク等の倒壊の危険防止に注視すること。）	法21条1項、則362条1項		
⑤ 運搬機械等の運行経路等の定め及び周知	法21条1項、則364条		
⑥ 運搬機械等の誘導者の配置	法21条1項、則365条1項		
⑦ 明り掘削作業時の保護帽の着用	法21条1項、則366条1項		
⑧ 地山の崩壊、落石等による危険の防止（明り掘削作業時以外）	法21条2項、則534条		
⑨ 掘削法肩付近に法肩の崩壊を招くような掘削土砂、資材、重機等を置いていないか			

【土止め支保工】	該 当 法 条 項	問題あり	問題なし
① 組立図の作成	法20条1号、則370条		
② 土止め支保工の部材の取付け方法	法20条1号、則371条		
③ 切りばり等の作業時の措置	法20条1号、則372条		
④ 土止め支保工の定期、臨時点検の実施	法20条1号、則373条		

【型わく支保工】	該 当 法 条 項	問題あり	問題なし
① 組立図の作成（支柱の高さ3．5m以上は、計画の届出が必要）	法20条1項、則240条		
② 型わく支保工についての措置等	法20条1項、則242条		
③ 段状型わく支保工の措置	法20条1項、則243条		
④ コンクリートを打設するときの措置	法20条1項、則244条		

【建築物等の鉄骨の組立】	該 当 法 条 項	問題あり	問題なし
① 作業計画の作成・周知	法21条1項、則517条の2		
② 作業時の措置	法21条1項、則517条の3		

【鋼橋架設等】	該 当 法 条 項	問題あり	問題なし
① 作業計画の作成・周知	法21条1項、則517条の6		
② 作業時の措置	法21条1項、則517条の7		

【コンクリート造工作物の解体等】	該 当 法 条 項	問題あり	問題なし
① 工作物の調査と作業計画の作成・周知	法21条1項、則517条の14		
② 作業時の措置	法21条1項、則517条の15		
③ 引倒し等の作業の合図	法21条1項、則517条の16		

【火気等の管理】	該 当 法 条 項	問題あり	問題なし
① 危険物等がある場所における火気等の使用禁止	法20条2号、則279条		
② 爆発の危険がある場所で使用する電気機械器具	法20条2号、則280条-則282条		
③ 油類等が存在する配管又は容器の溶接等	法20条2号、則285条		
④ 通風等の不十分な場所での溶接等	法20条2号、則286条		
⑤ 火気使用場所の火災防止	法20条2号、則291条		

［特記事項］